

「専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進」における評価方法等について
(審査要領)

令和8年3月2日

I 採択案件の決定方法

「専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進」の委託先決定のため、申請のあった企画提案書について審査を行う。審査委員の評価を平均した得点が高い者の中から、予算の範囲内で、地域性等のバランス等も踏まえて採択案件を決定する。なお、審査過程及び各委員の審査結果については、非公開とする。

II 審査方法等

〔審査体制〕

文部科学省総合教育政策局に設置された審査委員会において、企画提案書に基づき、審査を実施する。審査は、原則として5名の審査委員によって行う。各審査委員が実施した評価の結果については、採択決定の前にあらかじめ共有するものとする。

〔追加資料の要求〕

審査委員は、必要に応じて審査期間中に企画提案書のほかに、企画提案内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることができる。

〔利害関係者の排除〕

審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室に申し出なければならない。

審査委員は、本人が審査対象事業の利害関係者とみなされる申請に係る審査には参加できない。審査委員が利害関係者のおそれがある場合は、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否について決定を求めなければならない。審査委員会はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、当該要請を拒否することもできる。

ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。その他、審査委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される場合にも同様とする。
<利害関係者とみなされる場合の例>

- * 審査委員が所属している法人等からの申請があった場合
- * 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- * 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- * 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- * 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- * 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- * その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

〔留意事項〕

審査委員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・ 審査で知り得た情報を口外してはならないこと。ただし、公表されている内容についてはその限りではない。
- ・ 競争参加者から何らかの不正な働きかけがあった場合は文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室に申し出なければならないこと。

III 審査に係る評価方法

評価は下記の観点を中心に行い、3つの評価項目について各委員が次の評価基準に基づき5段階評価で採点する。各委員による3項目の採点結果の合計を委員の人数で除して得られる3項目の平均点数を当該提案団体の得点とする。

採択に当たっては、上記の合計得点の高い者から順に予算の範囲内で、評価を実施した各審査委員が付した意見を勘案して決定する。なお、合計得点が65%未満のものについては、原則として採択しない。

〔評価項目〕（別紙1）

「1 事業内容に関する評価」、「2 組織の経験・能力に関する評価」、「3 ワーク・ライフバランス等の推進に関する評価」の3項目について採点する。

〔「1 事業内容に関する評価」、「2 組織の経験・能力に関する評価」、「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の評価基準〕

1. 「1 事業内容に関する評価」及び「2 組織の経験・能力に関する評価」にかかる評価別添の「専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進」評価項目及び得点配分基準に基づき、各項目5段階で採点を行うものとする。

	大変優れている	優れている	普通	劣っている	不適當
15点満点	15	12	8	3	0
10点満点	10	8	5	2	0
5点満点	5	4	3	2	0

2. 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する項目」に係る評価

以下のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等の中で、該当する最も配点の高い区分により加点を行う。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）

- ・プラチナえるぼし認定＝5点
- ・認定段階3（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝4点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点
- ・認定段階1＝2点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・プラチナくるみん認定＝5点
- ・くるみん認定④（令和7年4月1日以降の基準）（令和6年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝4点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点
- ・くるみん認定①（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点

・トライくるみん認定＝1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝4点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

IV 評価の項目

1. 事業内容に関する評価

- (1) 事業の趣旨・目的について理解し、具体的に練られていること。
- (2) 事業の実施スケジュールが具体的かつ実現可能なものであること。
- (3) 事業の実施方法が具体的かつ適切であり、その効果が期待できること。
- (4) 過去の類似実績や事前の調査等を基にした仮説が立てられており、かつ効果が期待できること。
- (5) 事業の実施状況を適宜文部科学省に報告する事業計画となっていること。
- (6) 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。

2. 組織の経験・能力に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 専修学校に関する実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するためのノウハウ・幅広い知見・人的ネットワークを有していること。
- (3) 過去に専修学校に関する業務等を実施した経験があること。
- (4) 事業を実施する上で適切な財務基盤。経理能力を有していること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定相当等確認を有していること。

「専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進」評価項目及び得点配分基準

項目番号	評価項目(要求要件)	配点
	1 事業内容に関する評価(65点)	65
①	事業の趣旨・目的について理解し、具体的に練られていること。	10
②	事業の実施スケジュールが具体的かつ実現可能なものであること。	10
③	事業の実施方法が具体的かつ適切であり、その効果が期待できること。	15
④	過去の類似実績や事前の調査等を基にした仮説が立てられており、かつ成果が期待できること。	15
⑤	事業の実施状況を適宜文部科学省に報告する事業計画となっていること。	10
⑥	不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定(特に人件費、謝金、旅費)が妥当であること。	5
	2 組織の経験・能力に関する評価(30点)	30
①	事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。	5
②	専修学校に関する実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するためのノウハウ・幅広い知見・人的ネットワークを有していること。	10
③	過去に専修学校に関係する業務等を実施した実績があること。	10
④	事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	5
	3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価(5点)	5
	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。 なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。	
	◇ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)等	-
	・プラチナえるぼし	5
	・えるぼし3段階目	4
	・えるぼし2段階目	3
	・えるぼし1段階目	2
	・行動計画	1
	◇ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	-
	・プラチナくるみん	5
	・くるみん④(令和7年4月1日以降の基準)	4
	・くるみん②③(平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準)	3
	・トライくるみん	3
	・くるみん①(平成29年3月31日までの基準)	2
	・行動計画	1
	◇ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	4
	合 計 [100点]	100